

第30条 当店は、第15条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、被棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれが生じたときも同様とします。

- 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
- 当店は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（**事故証明書の発行**）

第31条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から1月以内に限り、事故証明書を発行します。

- 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別な事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第7節 運賃、料金等

（**運賃、料金等**）

第32条 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

- 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受します。
- 第1項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

- 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とした運賃、料金等及びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（**運賃、料金等の収受方法**）

第33条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金を収受します。

- 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

- 当店は、第1項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。（**待機時間料**）

第34条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第59条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第60条第1項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

（**延滞料**）

第35条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利14.5パーセントの割合で、延滞料の支払いを請求することがあります。

（**運賃請求権**）

第36条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

- 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等の全額を収受します。

（**事故等と運賃、料金等**）

第37条 当店は、第27条及び第29条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときには、荷送人又は

荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（**中止手数料**）

第38条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日時の3日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

- 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
 - 運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の20パーセント以内
 - 運送引受書に記載した集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の30パーセント以内
 - 運送引受書に記載した集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の50パーセント以内

第8節 責任

（**責任の始期**）

第39条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（**責任と挙証**）

第40条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。（**特殊な管理を要する貨物の運送の責任**）

第41条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第14条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（**荷送人の申告等の責任**）

第42条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送申込書の記載又は荷送人の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（**運送申込書等の記載の不完全等の責任**）

第43条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

- 前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（**免責**）

第44条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由
- 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 不可抗力による火災
- 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 荷送人又は荷受人の故意又は過失

（**高価品に対する特則**）

第45条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

- 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
 - 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。
 - 当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（**責任の特別消滅事由**）

第46条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から2週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

- 前項の規定は、貨物の引渡しの時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。

3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人への貨物の引渡しの日から2週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第1項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から2週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（**損害賠償の額**）

第47条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡し がされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。

2 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡し がされるべき地及び時における、引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。

3 第36条第1項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前2項の賠償額よりこれを控除します。

4 第1項及び第2項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第48条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によって貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（**除斥期間**）

第49条 当店の責任は、貨物の引渡し がされた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡し がされるべき日）から1年以内に裁判上の請求がされないとときは、消滅します。

- 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第1項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から3月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（**利用運送の際の責任**）

第50条 当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

（**賠償に基づく権利取得**）

第51条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

第9節 連絡運輸

（**通し送り状等**）

第52条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下この節において「連絡運輸の場合」という。）において、当店が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送についての送り状を交付しなければなりません。

（**運賃、料金等の収受**）

第53条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を収受します。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から収受することを認めることがあります。

3 第1項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第33条第2項の規定を準用します。

（**中間運送人の権利**）

第54条 連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わってその権利を行使します。

（**責任の原則**）

第55条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。

（**運送約款等の適用**）

第56条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（**引渡期間**）

第57条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに1日を加算したものとします。

（**損害賠償事務の処理**）

第58条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。

（**損害賠償請求権の留保**）

第59条 連絡運輸の場合における第46条第1項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第3章 積込み又は取卸し等

（**積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料**）

第60条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

（**附帯業務及び附帯業務料**）

第61条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

- 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第2章の規定を準用します。

（**品代金の取立て**）

第62条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。

2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の戻戻しはしません。

（**付保**）

第63条 運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

- 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。